

# 同和問題とは



## 今なお続く差別

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている我が国固有の人権問題です。

### 明治維新後の状況

江戸時代には、こうした一部の人々は農民や町民などとは別の身分とされて、差別を受けながら社会を支えていました。幕府の身分的差別の強化に伴って、交際、服装、髪型、住む場所など衣食住にわたる規制は厳しいものになりました。

江戸幕府が終わり、明治政府が成立して間もない1871（明治4）年、後にいわゆる「解放令」と称される「だじょうかんぷこく太政官布告」が出されました。江戸時代の身分制度を廃止したものです。これにより法令上、差別的な身分は廃止され、差別されていた人々も一般市民と同じであるとされました。

しかし、「解放令」は、同和問題の解決に向けた出発点にはなりませんが、十分な対策はとられませんでした。制度的に身分差別はないこととされましたが、社会には実質的な差別が根強く残っていました。1872（明治5）年に作られた全国的・近代的な最初の戸籍（「じんしんこせき壬申戸籍」と称される。）には、旧身分の差別的な呼称が記載されたものもありました。また、地域によっては、「解放令」に反対する一揆が起き、同和地区・被差別部落が襲われる事件も発生しました。

さらに、職業の選択が自由になったことにより、それまで同和地区・被差別部落に住む人々が主に携わってきた特定の職業に、様々な人々も就くようになりました。同和地区・被差別部落に住む人々が職を失うなど、以前よりかえっ

て経済的に苦しくなったともいわれています。

大正時代になると、同和地区・被差別部落に住む人々の生活を改善することを目的とした、政府、地方公共団体、各種団体合同による事業の取り組みが見られましたが、これも十分ではありませんでした。現実の厳しい差別の解消や人権意識の向上にはいたりませんでした。

### 全国水平社の結成

しかし、差別を受けていた人々も厳しい状況は無条件に受け入れていたわけではありません。1922（大正11）年には、自主的な団体として全国水平社が結成され、「水平社宣言」が宣言されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれたこの宣言は、長い間差別されていた人々が、厳しい差別の解消を求めた訴えであり、差別されていた人々が自ら声を上げた世界初の人権宣言ともいわれています。全国水平社を中心とした自主的解放運動は全国に広がっていきましたが、昭和時代に入ると戦争が激しくなり、全国水平社の活動も停止を余儀なくされました。

その後、同和問題解決に向けた本格的な取り組みは、第二次世界大戦後になるまで行われませんでした。

「解放令」から百数十年を経た現代でも、同和地区・被差別部落に対する偏見や差別意識により、様々な社会的不平等や差別が存在しています。同和問題は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されているという問題であり、21世紀を真の「人権の世紀」とするためにも、私たち一人ひとりが解決に取り組まなければなりません。同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

同和問題は、特定の地区の出身という、本人にはどうすることもできないことで差別される、根拠のない不合理な差別なのです。